

大和市防災指導センター設置条例

逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、防災指導センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・ 本条例は、防災指導センターの使用・管理について、必要なことを定めています。

(設置)

第2条 市民、各種団体等の災害の防止に係る教育及び知識の普及を図るため、防災指導センター（以下「指導センター」という。）を設置する。

2 指導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市防災指導センター
- (2) 位置 大和市深見西四丁目4番6号

【解説】

- ・ 市民や防災団体やその他の団体が災害を未然に防止するため、災害等の教育や知識を当防災指導センターを活用してもらうために設置したものです。
- ・ 防災指導センターの設置場所は、消防本部（署）の敷地内に設置してあります。

(使用の承認)

第3条 指導センターを団体で使用しようとする者は、市長の承認をあらかじめ受けなければならない。

【解説】

- ・ 防災指導センターを使用する団体は、前もって市長の承認を受けなければなりません。

(使用の不承認)

第4条 市長は、次の各号の1に該当するときは、指導センターの使用の承認をしない。

- (1) 指導センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 指導センターの建物及びその附属設備等をき損又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。

(4) その他市長が管理上その使用を不相当と認めたとき。

【解説】

- ・ 市長は、来場者の秩序や建物等の破損行為、営業目的などで使用するおそれがある場合には、防災指導センターの使用を認めません。

(使用承認の取消等)

第5条 市長は、第3条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の1に該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じててもその責任を負わない。

- (1) 使用の承認後前条各号の1に該当する事実が発生したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (4) その他市長が管理上支障があると認めたとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者及び公開の室を利用するものについて準用する。

【解説】

- ・ 防災指導センターを使用する団体は、前以て市長の承認を受けていても、来場者の秩序や建物等の破損行為、営業目的などで使用するおそれがある場合や、自然災害等が発生した場合には、使用を取り消しますと規定しています。

(入場の拒否)

第6条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。

【解説】

- ・ 来場者に危害や迷惑をかけそうな者には、入場を拒否することができます。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ この条例の具体的な運用については、規則の中で定められています。

附 則

この条例は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

【解説】

- ・ この条例は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行いたします。